

# 墨田区国民健康保険の適用となる 整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方

## 保険が使える場合

業務上及び通勤災害以外で発生した次の負傷に限ります。

### 1 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ）

※ 外傷性が明らかな症状の場合のみ。身体の損傷の状態が、慢性に至っていないものです。

### 2 骨折、脱臼、不全骨折（ひび）

※ 応急手当など止むを得ない場合には医師の同意がなくても施術が受けられますが、応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。

## 保険が使えない場合

- 1 整形外科等で治療を受け、同時期に同じ治療箇所について施術を受ける場合
- 2 日常生活での疲れ、肩こり、腰痛
- 3 スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 4 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやコリ
- 5 脳疾患後遺症等の慢性病
- 6 症状の改善のみられない長期の施術
- 7 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- 8 以前に骨折や捻挫をした治癒後に痛み出したものなど

◎療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額を確認し、自分で署名（世帯主名）してください。

◎お金を払ったら、領収書は必ず受け取り保管しましょう。

## ◆◆◆柔道整復師の施術に関する Q&A◆◆◆

Q	持病の肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、整骨院や接骨院にかかりますか。
A	負傷日がはっきりしない原因不明の肩や腰の痛みに対する施術は、保険は使えません。施術は全額自己負担になります。 なお、痛みが長く取れないときは、重大な疾患（内科的疾患）がある場合もありますので、医師の診断を受けましょう。
Q	数年前に治ったところが痛み出しましたが、保険を使えますか。
A	一度治ったところが再び自然に痛み出したもの、交通事故の後遺症や脳疾患後遺症などの慢性病、症状の改善が見られない漫然とした施術には保険は使えません。
Q	整骨院で保険を使うときは、なぜサインするのですか。
A	療養費（柔道整復の施術に係る治療費等）は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。 このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。 <u>柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、必要書類に書かれた内容をよく確認したうえで、サインをする必要があります。</u>